

追分保育園・はやきた子ども園保育料【2号認定】 《4・5歳児》

階層区分	推定年収	現行保育料	保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)
①生活保護世帯	-	0円	0円	0円
②町民税非課税世帯 ※母子家庭等は()内の額	～260万円	3,000円 (0円)	3,000円 (0円)	3,000円 (0円)
③町民税所得割課税額48,600円未満 ※母子家庭等は()内の額	～330万円	8,250円 (7,750円)	8,250円 (7,750円)	8,150円 (7,650円)
④町民税所得割課税額97,000円未満	～470万円	13,500円	13,500円	13,300円
⑤町民税所得割課税額169,000円未満	～640万円	20,750円	20,750円	20,450円
⑥町民税所得割課税額301,000円未満	～930万円	25,540円	29,000円	28,170円
⑦町民税所得割課税額397,000円未満	～1,130万円		32,690円	
⑧町民税所得割課税額397,000円以上	1,130万円～			

追分保育園・はやきた子ども園保育料【3号認定】 《3歳未満児》

階層区分	推定年収	現行保育料	保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)
①生活保護世帯	-	0円	0円	0円
②町民税非課税世帯 ※母子家庭等は()内の額	～260万円	4,500円 (0円)	4,500円 (0円)	4,500円 (0円)
③町民税所得割課税額48,600円未満 ※母子家庭等は()内の額	～330万円	9,750円 (9,250円)	9,750円 (9,250円)	9,650円 (9,150円)
④町民税所得割課税額97,000円未満	～470万円	15,000円	15,000円	14,800円
⑤町民税所得割課税額169,000円未満	～640万円	22,250円	22,250円	21,950円
⑥町民税所得割課税額301,000円未満	～930万円	30,500円	30,500円	30,050円
⑦町民税所得割課税額397,000円未満	～1,130万円	40,000円	40,000円	39,400円
⑧町民税所得割課税額397,000円以上	1,130万円～	52,000円	52,000円	51,200円

◎多子世帯の保育料軽減

小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子を第1子、その下の子を第2子と数えます。第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

季節保育所（へき地保育所）

保育環境や運営の変更まで、下記保育料を徴収します。

旭保育園	3歳未満児	10,750円
	3歳以上児	9,750円

10月21日、22日に開催した「子ども・子育て支援新制度等保護者説明会」において、参加者から次のような質問が寄せられました。

▼保育標準時間認定と保育短時間認定について
質問 雇用契約上はパートタイムだが、週5日1日8時間就労しているような場合には、どちらの認定になりますか。

回答 保育標準時間と保育短時間の認定は、1か月の就労時間で判断するのでお尋ねのような場合には保育標準時間になります。

質問 例えば季節によって仕事に繁忙期と閑散期がある場合に、途中で保育標準時間から保育短時間認定に切り替えることはできますか。また手続きについて、運用で柔軟にできるようにしてほしい。

回答 申請をしていただければ、保育標準時間認定から保育短時間認定に切り替える、又はその逆も可能です。また、手続きについては、可能な限り簡素なものとなるよう検討します。

▼放課後児童クラブ利用対象の拡大について
質問 対象が6年生まで拡大されるということですが、今の施設で入所できるのですか。

回答 新制度では放課後児童クラブの定員の考え方が登録人数から平均利用人数へと変わりますので、登録できる児童数は増えると想定していますが、定員を超える申込みがあった場合には、学年や就労状況などで優先順位をつけて上位から入所するという調整を予定しています。